

- 本仮訳は、主要 8 か国・地域（日・米・欧・英・豪・加・香港・シンガポール）の外国為替市場委員会が 2015 年 3 月 30 日付で公表した“Global Preamble: Codes of Best Market Practice and Shared Global Principles”を邦訳したものです。本仮訳をご利用するにあたっては、原文（http://www.fxcomtky.com/announce/pdf_file/global_preamble.pdf）を参照するようお願いいたします。
- 本仮訳はあくまでも参考資料であり、今後修正がありうることにご留意下さい。また、本仮訳に依拠したことによる損害等について当委員会は責任を負いません。

国際的な序文（Global Preamble）：

最善の市場慣行に関する規範と共有されたグローバルな原則¹

外為市場は銀行その他の機関、また銀行や銀行以外の企業の職員（「外為市場参加者」と総称）によって成立するグローバルな市場である。外為市場で直接取引を行う者がいる一方で、他の機関を通じて間接的に外為市場にアクセスする者もいる。取引時間は概ね週 6 日、24 時間にわたり、様々な金融センターで取引が行われる。外為市場参加者は各金融センターの外為取引にかかる関連法令や規制に従わなければならない。さらに、最良の市場慣行、高いレベルの行為基準やプロフェッショナリズムを促進するため、また、公平で流動性が高く、透明性があり、アクセスしやすい外為市場を育成するために、各地域の外為市場委員会において行動規範が作成・運用されている（「コード」と総称）。これらのコードは法令に基づいたものではないことが一般的であるが、それぞれの地域で拘束力を有する法律上の要件や政令・規制を参照していることもある。また、BIS や FSB²等が外為取引におけるリスク管理に関連した提言や指針を出すこともある。

全ての外為市場参加者は、自らのビジネスに適用されるコードに精通し、コードに包含される指針（「ガイダンス」と総称）と一致した行動をとることが期待されている。それに際しては、外為市場参加者はガイダンスの文言と精神の両方を考慮すべきである。さらに、外為市場参加者は個社の社内規程や手続（「外為業務規程」と総称）³を見直し、ガイダンスを組み入れることが期待されている。それら規程は、場合によっては例示などの方法を用いつつ、職員が直面する様々な場面において許容できる行

¹ このバージョンは 2013 年に公表された「最善の市場慣行に関する規範と共有されたグローバルな原則」に代わるものである。

² 2013 年 2 月にバーゼル委員会は「外為取引の決済に関連するリスクを管理するための監督上の指針」を公表した。2014 年 9 月 30 日に FSB は「外為指標」と題した最終報告書を公表した。

³ 加えて、外為市場参加者は外為業務に適用される法令順守を進めるための方針や手続きを設計すべきである。

為とできない行為とを明確に区別できるような十分な指針となるべきである。外為業務規程と関係のある職員に対して、外為業務規程についての認識を高め、その遵守を促すため、それら職員への研修プログラムを立ち上げるべきである。外為市場参加者は、外為業務規程を遵守する観点から、管理者が職員を適切に管理できていることを定期的に証明するプロセスの採用を検討すべきである。

ガイダンスの一部は、マーケットメーカーではない参加者（例えば、定期的には外為取引を行わない小規模な参加者）にとっては関連性が薄いものかもしれないが、それでもなお、彼らが取引相手との交流や関係において適切な期待を形成する上で、コード（やそこに含まれるガイダンス）を知ることは重要である。さらに、マーケットメーカーでないこれらの市場参加者も、彼らの外為取引に関係する部分についてはガイダンスの内容を遵守するよう努めるべきである。

ガイダンスは取引約定前およびその後の取引プロセスにかかる全ての要素を網羅することを企図している。コードはそれぞれの地域に合わせた特徴を有するが、外為取引は地域を越えて行われていることは広く認識されている。それゆえ、世界各地の外為市場委員会は互いにコミュニケーションと協調を深め、各外為市場委員会での取り組みやプロジェクトについての情報を共有し、グローバルな外為市場の発展やトレンドの見方についての意見交換を推進している。加えて、グローバルな外為市場参加者によるリスク管理慣行をより頑健なものにするために、各国外為市場委員会は、当文書で示され、自らの（ガイダンスを含む）コードに根拠を与えるハイレベルの原則を支持している。

例えば、外為市場参加者は以下のようなシステムや管理態勢を整えることが期待される。

- 倫理的な行動や高いレベルの行為基準に関する強固なカルチャーを確立・促進する
- 一般的なディーリング慣行・手続についての周知を進める
- 正確で適時の取引約定前の準備と取引の把握を実施する
- 頑健かつ効率的な、コンファメーション・ネットィング・支払決済などのバックオフィス業務をサポートする
- 潜在的な取引に関する初期の交渉段階から決済に至るまでの外為取引上のリスクを軽減する

当文書は、各地域間で調和されたグローバルなハイレベルの原則を示すことを目的としており、以下に示すような各外為市場委員会で制定・採用された個別のコードに取って代わることは企図していない。グローバルなハイレベルの原則は包括的に適用されるものであるが、金融市場は新しい商品やプロセス、テクノロジーにより絶え間

なく進化していくものであり、外為市場参加者は、当文書で言及されているグローバルでのハイレベルの原則を、新たな外為商品やプロセス、テクノロジーを含め、関連する外為市場に適用していくことが望まれる。

香港、ロンドン、ニューヨーク、シンガポール、東京の外為市場委員会はそれぞれ独自のコードを策定・保持している。オーストラリア外為市場委員会と ECB 外為コンタクトグループは他地域の委員会とともに、ACI Model Code を採用している。各地域のコードやそこに含まれる個別の指針についてのより詳細な情報は以下のリンクを参照（注：リンク一覧は略）。

法律・規制・ガイダンス

本 Preamble でも述べられているように、外為市場参加者は関連する外為業務に関わる法律や規制を遵守しなければならない。加えて、当てはまるガイダンスをそれぞれの規程・手続に組み入れ、本 Preamble で述べられている研修プログラムを策定することが期待されている。さらに、外為市場参加者は、本 Preamble で述べられている通り、必要に応じて職員向けの認証プロセスを採用することを検討すべきである。

外為市場参加者における個人の行為基準

外為市場参加者は、対内的にも対外的にも自らの行動やコミュニケーションに対し高い行為基準を設けるべきである。また、十分なスキル・配慮・勤勉さをもってビジネスを行い、誠意を持った行動をとることが期待される。

職員を管理する責任を有するもの（管理責任者）は、自らのリポーティングラインにいる部下に外為取引を行ううえでの十分な知識と専門性を持たせるとともに、関連する法律や規制、ガイダンスに従わせるべきである。それらすべては、外為業務規程についての適切な教育や継続的な訓練の実施を必要とする。そのような研修は、どのように外為業務規程が具体的な外為ビジネスに適用されるかという点についての実例や指針を含むべきである。

さらに、管理責任者はガイダンスの文言や精神を考慮し、適切なリスクカルチャーを組織内に導入しなければならない。外為業務規程は外為市場参加者に適用される個人の行為基準を明確に定めるべきである。また、その行為基準が、当該外為市場参加者およびその職員が説明責任を有する法律・規制・ガイダンスのいずれに基づいているのかを明らかにすべきである。外為市場参加者あるいはその職員は、公正な市場慣行に背いたり、外為市場参加者の評判を落したり、外為市場の品位を損ねるような外為業務規程の違反に対して説明責任を有する場合がある。特に、外為市場参加者は、個人口座での取引や接待、贈答やギャンブルを含め、個人の行為や振る舞いを監督するための外為業務規程やメカニズムを具備するべきである。個人の行動規範を含む外

為市場参加者向けの外為業務規程は、外為ビジネスやテクノロジーが進化してもこれらの規範が適用されるように個々のビジネスや行為に及ぶべきである。

外為市場参加者は、実際にビジネスが個人に対する適切な行動基準の枠組みに収まるよう、効果的な規程・プロセス・管理機能を備える責任がある。例えば、個人の行動と紐付けられた形での報酬規程の整備が挙げられる。外為市場参加者は関係機関への報告義務など、不適切な行動をとった個人に対応するプロセスを具備することも期待される。個人は、自らの行為義務について不確かな事象が発生した場合、管理者やあるいは特定の担当者に対し指針を求めることが推奨されるべきである。

外為市場参加者は、そこで働く個人が法令違反の疑いや不正行為を発見した場合に報告ができ、またこのルートで表面化した問題が適切かつ透明性を持って処理されるような効果的な上申手続きを設けるべきである。また、外為市場参加者のもとで働く個人が、この手続きに従って報告される情報が真剣かつ効果的に扱われ、報告者が不利益を受けないことについて確信を持つべきである。外為市場参加者はこれら規程の誠実性と報告者の保護について責任を負うべきである。

情報管理と市場の行為基準

外為市場参加者は取引内容や相手方の匿名性を守るために適切な方策を採用すべきである。一般に、全ての外為市場参加者において、取引内容やポジションについての情報（「外為取引情報」と総称）は以下の場合を除いては外部の第三者と共有されるべきではないという期待が存在する。すなわち、(a) エージェント、市場仲介業者（ブローカーや取引プラットフォーム）、取引の執行・クリアリング・決済に携わる外為市場参加者に開示される場合、(b) 関連する法・ルール・規制において求められている場合（または禁止されていない場合）に市場インフラ提供者（取引情報蓄積機関や中央清算機関等）に報告される場合、(c) 情報開示について相手方や顧客の同意がある場合、(d) 関係する規制当局または公的当局から開示を求められている場合、または適用される法・ルール・規制に従って公開することが求められている場合、(e) 同一の方法で情報を保持できるという理解の下、アドバイザーやコンサルタントに開示する場合、である。

さらに、外為市場参加者は、取引相手に関する機密や独自の非公開情報（「特定機密情報」と総称）について、裁量により、書面化された非公開あるいは同等の機密保持契約のかたちで正式化される可能性がある、一段と高いレベルでの非開示の取り扱いに合意することがある。そのような状況下で、外為市場参加者が特定機密情報を開示することができるかは、関係法令や機密保持契約の条項に基づくことになる。

外為取引情報や特定機密情報を適切に取扱うことは、市場のプロフェッショナルリズムと誠実さを支える為に不可欠である。また、外為市場参加者は、組織の内部または

外部との関係において、ここに記述された基準に沿った形で情報を保護するための適切な方策（規程や手続きを含む）を採用すべきである。

全ての市場参加者の職員は、所属する組織の外為業務規程や、非公開情報に基づく取引やその他市場での不正取引を規定する全ての関連する法・規制に従う義務がある。それゆえ、故意にせよ不注意にせよ、特定機密情報や外為取引情報の悪用によって生じる利益を得たり、得ようとしてはならないし、これらの情報を利用して第三者と共謀して利益を得たり、得ようとしてはならない。特定機密情報や外為取引情報の悪用は、当該主体が適用される法・規制や内部規程、契約上の該当する義務で許されていない形態でそのような情報を利用するときに起こる。上記の義務、法・規制に従う限り、外為市場参加者は、顧客ニーズを予測したうえでの流動性供給や顧客オーダーから生じるエクスポージャーのヘッジや削減を含む、マーケットメイクやリスク管理取引を行うことができる。どのような状況であれ、外為市場参加者は個別の取引相手や顧客に関する取引・ポジション情報を、当該取引の相手方や顧客の利益に悪影響を与える意図をもって用いてはならない。

外為市場参加者は、以下のことを確保する義務を負う

- 職員が外為取引情報に触れるディーリングルームやそれらの情報を取得するかも知れないその他の場所において、そのような情報を保護するための明文化された規程・手続のほか、適切なシステムや管理が存在すること。また、職員がそれらの規程を尊重するよう研修を受けていること。さらにこれらの規程では、組織の内外とのやり取りを問わず、スラングや隠語を使用することで取引相手方や顧客の匿名性ルールを回避することを禁止すべき。
- 職員は、内部規程や手続に従い特定機密情報を適切に特定できるように訓練されるべき。また、内部規定や手続には、そのような情報の取り扱い方法や匿名性や慎重さが求められる状況に適切に対処するための方法が含まれているべきこと。
- 外為取引情報や特定機密情報を伝達するために利用される通信技術（例えば、電話、メール、チャットルームほかのコミュニケーションツール）は安全かつ監視されており、不正なアクセスから守られるよう合理的な程度に設計されること。様々な通信技術を通じて生じた情報の漏えいを防ぐ手立てが採られるべき。
- いかなる外為取引情報や特定機密情報の悪用も適切に文書化された内部手続に従って迅速に調査されるべき。

外為市場参加者は、顧客やその他の外為市場参加者と、取引の執行やその後の取引サイクルのなかで必要な範囲を超えてポジションや個別取引内容について情報を共有すべきでなく、機密情報が明らかになることがないようにしなければならない。さ

らに外為市場参加者は、フィクシング取引に関するものも含め特定の顧客や取引相手方のフローを予見できる可能性を生ぜしめるような外為取引情報を他の外為市場参加者に対し、渡すべきではない。顧客との間で（しばしばマーケットカラーと呼称される）市場の現状やトレンドに関する見方を共有することは差し支えない。しかしながら、いかなる市場取引動向に関するマーケットカラーも、外為取引情報や特定機密情報が開示されないよう、十分に集約され、匿名化されたものとすべきである。個別の取引や取引相手の名称、またその他の非公開情報は、外為取引情報あるいは特定機密情報に関する上記の基準に従ったもの以外は、開示してはならない。

最後に、外為市場参加者は、得た情報（取引相手方の情報を含むが、それに限らない）の信憑性および正確性を評価するにあたって、注意深く判断すべきである。外為市場参加者は、その職員がミスリーディングであると分かっている、あるいはミスリーディングとなる疑いがある情報を伝達することを控えさせることを求める規程を有すべきである。そのような規程は、取引相手、顧客、他の市場参加者や外部機関とのコミュニケーションが合理的な基盤の上にあり、公正でバランスがとれており、不正確あるいはミスリーディングな情報を含んでいないことが確保されるよう合理的に設計されなければならない。また、これらの規程は、市場で広まっている噂を顧客に知らせることができる状況や、どのようにコミュニケーションがなされるべきかの要件も含むべきである。

取引執行慣行に関する方針

外為市場参加者は、取引執行慣行に関する内部指針・手続きを明確に整備すべきである。外為市場参加者は、相場操縦・不正・詐欺・反競争的行動になりうるいかなる行為にも関与してはならない。外為市場参加者が取引相手先や顧客のオーダーを扱う際には、そのようなオーダーフローを扱う際に生じる潜在的な利益相反に対処するための内部システム・プロセス・手続を適切に確立・実施すべきである。

すべての企業は外為取引を行うことにより生じうるいかなる潜在的または実際の利益相反を明らかにし、取引相手先の公正な取り扱いを確保するため、利益相反を取り除く、または制御するための方策をとるべきである。(a)ディーラー自身やディーラーが勤務する外為市場参加者の評判を害したり、(b)関係者を潜在的に法的リスクにさらすような慣行は、それぞれ十分に認識され、極力回避されるべきである。

市場参加者が（取引の相手方としてではなく）顧客の代理人として行動することを承諾した際、その市場参加者は、発生しうる利益相反について顧客に開示する場合、顧客が利益相反に同意する場合、ならびに、該当する場合には現地の法令、ルール、および/または規制で利益相反の問題が解決される場合を除いては、その顧客に対して、利益相反をもたらすと知っている、あるいは知っているべきである取引を行うべきではない。

FSB の外為指標に関する提言に従い、外為市場参加者はフィクシング・オーダーの収集や執行について、内部指針・手続きを確立・実施すべきである。もし企業がフィクシング取引を行う場合には、透明性があり、当該取引について引き受けるリスクに見合った方法でプライシングがなされるべきである。最後に、（インデックスに追随するようなパッシブアセットマネジャーを含めた）外為取引の顧客は、外為取引の執行に関して参照レートの適切性評価を含む適切なデューデリジェンスを実施するとともに、要請があれば、適切なデューデリジェンスを行っている旨をさらにその先の顧客に対し示せるようにすべきである。

以 上